

- 第1条 週休2日（土曜日・日曜日）の普及・実現に向けた工事であり、建設現場における完全週休2日を実施する工事である。
- 第2条 受注者は、当該工事が「完全週休2日工事」である旨を工事看板に明記すること。
- 第3条 受注者は、契約後、現場稼働中の工期（工事着手前の準備等の期間、一時中止期間、工場製作期間、工事完成後引き渡しまでの期間を除く。以下「現場稼働中の工期」という。）のすべての土曜日および日曜日を現場閉所する完全週休2日を反映した施工計画書を監督職員に提出し、確認を受けること。
- 第4条 異常気象（災害等）や住民対応等でやむを得ず土曜日・日曜日に作業が必要となった場合には、監督職員に事前（緊急対応が必要な場合は事後）に協議し了解を得ること。
- 第5条 現場稼働中の工期における完全週休2日（土曜・日曜の現場閉所）もしくは週休2日を達成した場合、工事成績評定（評定を行わない工事を除く）において評価を行う。また、完全週休2日もしくは週休2日が達成できなかった場合には、労務費、共通仮設費率、現場管理費率、市場単価、土木工事標準単価の補正を表-1 「完全週休2日工事」補正率表の通りとし、減額変更する。なお、積算方法および達成基準の運用については、別に定める「高浜町建設工事に係る週休2日実施要領」第6条を参照すること。
- 第6条 土曜・日曜の休日に受注者の作業員や下請け企業が他の現場で作業に従事することを制限しない。同様に現場代理人、監理技術者等が現場閉所日に当該現場以外（会社等）で書類作成等の内業、他の現場に従事することを制限しない。ただし、兼務が認められていない現場代理人および専任の監理技術者等については、他の現場に従事することは認められない。
- 第7条 受注者が、月報に虚偽の記載を行う等、明らかに悪質な行為を行った場合には、「高浜町工事等契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく措置等を行う。
- 第8条 「週休2日工事」の実施にあたっては、「高浜町建設工事における週休2日工事实施要領」に基づくものとする。

表-1 「完全週休 2 日工事」補正率表

項 目	当初設計、完全週休 2 日達成時	完全週休 2 日未達成 だが週休 2 日達成時	週休 2 日 未達成時
労務費	1.0 2	1.0 2	1.0 0
共通仮設費率	1.0 2	1.0 1	1.0 0
現場管理費率	1.0 3	1.0 2	1.0 0
市場単価	工種ごとの補正係数	工種ごとの補正係数	
土木工事標準単価	工種ごとの補正係数	工種ごとの補正係数	

【工事看板の例】

ご迷惑をおかけします

〇〇〇〇〇工事を
おこなっています

年 月 日まで

時間帯 〇〇 : 〇〇 ~ 〇〇 : 〇〇

〇〇道路改良工事

完全週休 2 日工事

(この工事は、土曜日および
日曜日に作業しません)

発注者 高浜町
電話 0770-72-0000

施工者 〇〇〇〇工業株式会社
電話 1234-56-7890

- 第1条 週休2日の普及・実現に向けた工事であり、建設現場における週休2日（毎週2日以上閉所）を実施する工事である。
- 第2条 受注者は、当該工事が「週休2日工事」である旨を工事看板に明記すること。
- 第3条 受注者は、契約後、現場稼働中の工期（工事着手前の準備等の期間、一時中止期間、工場製作期間、工事完成後引き渡しまでの期間を除く。以下「現場稼働中の工期」という。）において、毎週2日以上現場閉所する週休2日を反映した施工計画書を監督職員に提出し、確認を受けること。
- 第4条 異常気象（災害等）や住民対応等でやむを得ず休日に作業が必要となった場合には、監督職員に事前（緊急対応が必要な場合は事後）に協議し了解を得ること。
- 第5条 現場稼働中の工期における週休2日（毎週2日以上閉所）を達成した場合、工事成績評価（評価を行わない工事を除く）において評価を行う。また、週休2日が達成できなかった場合には、週休2日補正のない標準単価を計上するとともに、労務費、共通仮設費率、現場管理費率、市場単価、**土木工事標準単価**の補正を 表-1 「週休2日工事」補正率表の通りとし、減額変更する。**なお、積算方法および達成基準の運用については、別に定める「高浜町建設工事に係る週休2日実施要領」第6条を参照すること。**
- 第6条 休日に受注者の作業員や下請け企業が他の現場で作業に従事することを制限しない。同様に現場代理人、監理技術者等が現場閉所日に当該現場以外（会社等）で書類作成等の内業、他の現場に従事することを制限しない。ただし、兼務が認められていない現場代理人および専任の監理技術者等については、他の現場に従事することは認められない。
- 第7条 受注者が、月報に虚偽の記載を行う等、明らかに悪質な行為を行った場合には、「高浜町工事等契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく措置等を行う。
- 第9条 「週休2日工事」の実施にあたっては、「高浜町建設工事における週休2日工事实施要領」に基づくものとする。

表-1 「週休2日工事」補正率表

項 目	当初設計、 週休2日達成時	週休2日 未達成時
労務費	1.02	1.00
共通仮設費率	1.01	1.00
現場管理費率	1.02	1.00
市場単価	工種ごとの補正係数	1.00
土木工事標準単価	工種ごとの補正係数	1.00

【工事看板の例】

ご迷惑をおかけします

〇〇〇〇〇工事を
おこなっています

年 月 日まで

時間帯 〇〇 : 〇〇 ~ 〇〇 : 〇〇

〇〇道路改良工事

週休2日工事

発注者 高浜町

電話 0770-72-0000

施工者 〇〇〇〇工業株式会社

電話 1234-56-7890